

平成 30 年 10 月 18 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

全国青年税理士連盟
会長 前田 信哉
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第 10 下田ビル 7 F
電話 03-3354-4162

消費税率の引上げ及び複数税率制度導入の中止を求める緊急意見書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

当連盟は、消費税率の引上げ及び複数税率制度が、政府税制調査会の平成 12 年 7 月中期答申で税制の基本原則として掲げた「公平・中立・簡素」をさらに阻害すると予てより主張してきました。ところが、二度にわたる延期の末、平成 31 年 10 月 1 日より消費税率の引上げ及び複数税率制度が導入される予定となっています。

これまでの消費税の増税時は有識者会合を開き、意見を聴取した上で、実施の可否を決定していました。しかし、今回の消費税率の引上げ及び複数税率の導入においては、有識者会合を開催しないまま、貴殿は平成 30 年 10 月 15 日の臨時閣議において予定通り実施する方針を表明しており、確かに開催を法律で強制されていないとはいえ、国民の意見に耳を傾けない姿勢は甚だ納得しがたいものがあります。

当連盟としては、消費税率の引上げ及び複数税率の導入には強く反対しており、消費税率の引上げの凍結及び消費税の複数税率制度の廃止に関する法律を早急に制定すべき意見を述べるものであります。

1 消費税率の引上げを直ちに中止すべきである

政府は、今後の少子高齢化社会の進行に伴い、1) 社会保険料など、現役世代の負担が既に年々高まりつつある中で、社会保障財源のために所得税や法人税の引上げを行えば、一層現役世代に負担が集中することとなること、2) 特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいこと、3) 消費税は、税収が経済動向に左右されにくく安定した税であることを、消費税率引上げの根拠としている。

しかし、以下の理由により消費税率の引上げることで、「公平・中立・簡素」がさらに阻害されるので、消費税率の引上げを行うことを直ちに中止すべきである。

(1) 消費税率の上げは「公平」でない

憲法第13条、第14条、第25条、第29条等から導かれる応能負担原則に従って税制を構築することが、租税の公平に最も合致するところである。消費税は、所得が少ない者ほど所得に占める消費の割合が高くなるといった、いわゆる逆進性の問題があることから、消費税率を引き上げると逆進性が増大されることとなり、応能負担原則に反することになる。

そもそも、担税力に優れた所得課税や資産課税に、消費税を補完的に組み合わせることが、応能負担原則に適った税制であり、社会保障財源のためだけに消費税率を引き上げるべきではない。

(2) 消費税率の上げは事業者の経営に悪影響を及ぼす

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の上げにあたって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止している。特定事業者（買手）は特定供給事業者（売手）に対して、減額、買いたたき等の行為を行うことを禁止しているが、公正取引委員会が毎年「消費税の転嫁拒否等に関する調査」を行うことから分かるように、これらの行為が一部の取引で行われている現実がある。消費税相当額を含めた販売価格の設定は事業者の意思によるが、消費税率が引き上げられると、特に中小事業者においては経営に重大な影響を及ぼす危険性が高く、ひいては経済の発展に支障をきたす恐れがある。

(3) 消費税率の上げは事業者への事務負担を増加させる

消費税率の上げに伴い、事業者側はシステム改修や事務処理など、過重な負担が生じることとなる。現状においてもリース取引など一部の取引で5%と8%の複数の税率の管理を求められているうえ、さらに10%の管理を強いられる。

2 消費税の複数税率制度の導入を直ちに中止すべきである

平成31年10月1日の消費税率10%への上げ時に、複数税率制度の導入が予定されている。政府広報によると、消費税率上げに伴い、低所得者へ配慮する観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に消費税率を8%と軽減することで、逆進性の緩和の効果が期待されるという。

しかし、以下の理由により、消費税率の上げと同様、複数税率制度は、「公平・中立・簡素」をさらに阻害する制度であるため、複数税率制度の導入も直ちに中止すべきである。

(1) 複数税率制度は「公平」でない

標準税率より軽減される税率8%の対象品目が生活に不可欠な支出全般でないことから、低所得者への配慮として不十分である。むしろ、富裕層など支出額の多い者ほど負担が軽減されることが懸念され、逆進性の緩和の効果は期待できない。また、標準税率と軽減される税率との間の差を要因として発生する税収の不足を補うため、標準税率が引き上げられることが想定され、結果として逆進性の問題をさらに大きくすることになる。

(2) 複数税率制度は「中立」でない

標準税率より軽減される税率8%の対象品目の選定にあたっては、各種業界の陳情合戦となったのは周知のとおりである。特に「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」については、「新聞を容易に購読できる環境の維持」といった何ら合理性のない理由により、税率8%の適用が決定された。軽減の対象品目に一度適用されると特定の業界の既得権が発生し、国民の理解を得られない。

また、同一の飲食料品でも購買形態によって税率が異なるなど、標準税率である品目と標準税率でない品目との境界線を明確にするのは困難であり、個人や事業者の経済活動における選択を歪めることは明らかである。

さらに、複数税率制度の導入に際して適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が採用されるが、インボイスを発行できない免税事業者からの仕入れは仕入税額控除をできないことから、免税事業者が取引から排除される可能性がある。

(3) 複数税率制度は事業者への事務負担を増加させる

事業者においては、複数税率制度の導入にあたって、消費税率引上げへの対応と合わせてシステム改修を同時に行う必要があるうえ、税率別の領収書等の発行、申告においても複数の税率に分けた税額の計算を迫られるなど、過重な負担が避けられない。

また、将来消費税率を再度引き上げた場合は、税率が多岐にわたる、一層複雑な制度となる危険性がある。

以上